

令和 8 年度 大東市立大東中学校 部活動方針

【部活動の目的】

部活動は、学習意欲の向上や責任感・自己肯定感・連帯感などの涵養等に資するものであり、単に知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

1. 適切な運営のための体制整備

- (1) 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- (2) 生徒数や教師数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

〈令和 8 年度 設置の部活動〉

- | | | | |
|---------|-----------|---------|------|
| ◆軟式野球 | ◆バスケットボール | ◆バドミントン | |
| ◆バレーボール | ◆ソフトテニス | ◆芸術 | ◆吹奏楽 |

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 各種専門的知見を有する教師や養護教諭、栄養職員等と連携・協力し、発達の個人差や生徒の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (3) 部顧問は、様々な見地から効果を得るためにも休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や技能向上、生涯を通じてスポーツや文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、活動種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(4) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、練習・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

①活動時間は、午後4時50分までとする（下校完了）

②学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、必ず休養日を他の日に振り替える。

③長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を+設ける。

④全教職員にかかわる会議、生徒実行委員会や班長会、4月1日から始業式の前日、定期テストの1週間前よりテスト終了日まで、その他行事等で学校が定める日は原則、活動停止日とする。

⑤1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

⑥中学校体育連盟主催の公式試合等の1週間前からは部顧問の指導の下で特別練習することを可能とする。（活動停止日は午後4時50分まで）また、特別練習実施の際は、部顧問はあらかじめ全教職員と保護者並びに生徒（部員）に必ず連絡し、生徒の健康面や安全面に十分配慮して活動する。

(5) 校長は、各地区中学校体育連盟及び学校の設置者（大東市教育委員会）が定める目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。